



Institute for Global Environmental Strategies http://www.iges.or.jp



−財)地球産業文化研究所

Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

Vol.12 No.657

2015年12月7日(月)

パリ気候変動会議

2015年12月4日(金)

12月4日金曜日、ADPコンタクトグループは、一日を通して、取りまとめ文書の改定版を審議した。午前中 と午後、SBsの非公式協議及びコンタクトグループは最終作業を行い、COPのコンタクトグループは会合を開 催した。夕方からは、SBIとSBSTAの閉会プレナリーが開催された。

ADPコンタクトグループ

午前中、ADP共同議長のAhmed Djoghlafは、12月4日金曜日の午前10時に発行された次の二つの文書に対す るコメントを求めた:一つの文書はワークストリーム1及び2の合意文書及び決定書の改定案、いわゆる「取 りまとめ文書 (the compilation text)」であり、もう一つは、共同進行役の橋渡し提案を盛り込んだADP コンタクトグループの作業に関する文書、すなわち「橋渡し提案付きの取りまとめ文書(the compilation text with bridging proposals)] .

南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、協議する時間を要求、2番目の文書に取りまとめ文書に組み込ま れているはずの橋渡し提案が付されているのは同グループとり驚きであったと指摘した。EUは、この両方の 文書で作業する用意があると表明し、文書の中で橋渡し提案を見ることは有用だと指摘した。

マレーシアはLMDCsの立場で発言し、改定された合意書案のみを審議文書と扱い、2番目の文書は事務局の 方で橋渡し提案をハイライトしただけだと理解していると強調した。共同議長のDjoghlafは、その後、各グ ループが協議できるようにするため、コンタクトグループ会合を中断した。

午後、締約国は、取りまとめ文書及び橋渡し提案付き取りまとめ文書について審議した。共同議長の Djoghlafは、閣僚協議に回すべき短い包括的な文書作成を目指し、スピンオフグループなしで文書の第1回読 み合わせを終わらせることを提案した。

南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、多数の締約国の支持を得て、橋渡し提案付きの取りまとめ文書を たたき台として交渉する意思があると表明し、締約国が必要な個所に文言を挿入し、特定の提案を議論する ため別途会合することを認めるよう提案した。

目的/総論(2条と2bis条)に関し、共同議長のDjoghlafは、まだ進展が可能な状況にはなっていないと発 言した。締約国数カ国は、議事手続き上の問題を提起し、今回は最初の読み合わせであり、締約国はコメン トを出せるようにすべきだと指摘した。

2条及び2bis条に関するコメントが発表され、作業モードでの意見表明が行われ、その後、共同議長とCOP 21 議長は今後の進め方について協議した。

COP 21議長のLaurence Tubianaは、橋渡し提案付きの取りまとめ文書は「良いたたき台(good base)」で あると強調し、締約国に対し、COP向けの文書作成に焦点を当てるよう求めた。マレーシアはLMDCsの立場で







Institute for Global Environmental Strategies http://www.iges.or.jp (一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

発言し、締約国による懸念事項の主要要素特定を認めることとし、その文書と共に、橋渡し提案付きの取りまとめ文書をCOPの交渉に回すことを提案した。

ツバル、米国、EU、ベネズエラ、キューバ、コロンビアは、LMDCsの提案する、橋渡し提案付き取りまとめ 文書の使用に対する全般的な支持を表明し、その後、締約国は、懸念事項の主要要素の指摘を始めた。

緩和(3条)に関し、EUは、AILACの立場で発言したコロンビア、AOSISの立場で発言したモルディブ、米国の支持を得て、貢献(contributions)分の提出期限を明らかにすることを求めた。ニカラグアとボリビアは、文書の中に母なる大地(Mother Earth)を挿入しなおすよう求めた。

エルサルバドルは、特別なニーズに関する序文パラグラフの最後のところに「及び中米地峡 (and the Central American isthmus)」を加えるよう要請した。メキシコは、技術開発・移転(7条)の長期ビジョンに関するパラグラフの中に、「社会的環境的に健全な技術 (socially and environmentally sound technologies)」を再度挿入するよう求めた。

夕方、締約国は、審議を希望する主要要素の特定を続けた。緩和(3条)に関し、ボリビアは、ベネズエラと共に、非市場メカニズムを入れることを求めた。

資金(6条)に関し、コスタリカはAILACの立場で発言し、短期目標を盛り込み、緩和と適応をバランスさせる明確なロードマップを求めた。同代表は、脆弱性に関する表現はG-77/中国内部で調整されたものだと発言した。

目的(2条)に関し、ベネズエラは、GHG排出量の「安定化(stabilization)」を支持し、サウジアラビア及びパキスタンと共に、「非炭素化(decarbonization)」及び「カーボンニュートラリティー(carbon neutrality)」の記載に反対した。キルギスは、序文のセクションで山岳部の脆弱性を盛り込むよう求めた。

ツバルは、損失と被害に関する表現の再挿入を求め、これによりこの問題を独立条項にしておけると述べた。各国の中で、中国は、CMAでの2030年以後のサイクル決定を求めた。

適応(4条)に関し、ボリビアはG-77/中国の立場で発言し、長期ビジョンに関する詳細を記載するよう求め、規範的表現を避けることも求めた。

G-77/中国は、先進国からの資金のMRVが資金(6条)の条項に記載されていないと発言、インドは、そのようなMRVを透明性(9条)に記載することを求めた。アフリカングループは、特別なニーズに関する序文のパラグラフで「アフリカ諸国(African countries)」と言う表現が削除されていることは「許容できない(a red line)」と発言した。

共同議長のDjoghlafは、会議を中断するに当たり、橋渡し提案付きの取りまとめ文書と共に締約国のコメントを記載する覚書を提供すると指摘し、12月5日土曜日朝に作業を再開すると発言、締約国もこれに同意した。

COP 21

コンタクトグループ:共同実施 (JI) : Yaw Osafo (ガーナ)を共同議長とするコンタクトグループは、午前中に会合を開会した。EUは特に次の項目を求めた: JI監督委員会 (JISC) の手順規則に必要とされる変更を検討する; JISCに対し、第3者レビューのマンデートを与える; 利害関係者の懸念に配慮する。

日本は、JIの再活性化が重要であると強調した。スイスは、2020年以後のJIの役割、及び他の市場メカニズムとのシナジーを分析するよう求めた。締約国は、共同議長が決定書草案を作成し、これを次回のコンタクトグループ会議の審議に回すことで合意した。

SBI閉会プレナリー







Institute for Global Environmental Strategies http://www.iges.or.jp (一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

組織上の問題;議長以外の役員の選出:SBI議長のAmena Yauvoli (フィジー)は、SBI副議長指名に関する協議は終了したが、SBI報告官の候補者指名は受け取っていないと発言した。

SBIは、Zhihua Chen (中国) をSBI副議長に指名し、Sidat Yaffa (ガンビア) は後継者が選出するまで現職にとどまることで合意した。

条約附属書I締約国の報告及びレビュー:第1回IARプロセスレビューの結果(2014-2015年): SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L. 20)を採択した。

「条約附属書I締約国の国別報告書作成ガイドライン第II部:国別報告書UNFCCC報告ガイドライン」の改定:SBIは結論書(FCCC/SBI/2015/L.23)を採択した。

条約非附属書I締約国の報告: 非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループの作用: SBIは、結論書 (FCCC/SBI/2015/L.21) を採択した。

資金援助及び技術支援の提供:SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.24)を採択した。

京都議定書メカニズムに関係する問題: CDMの法性及び手順のレビュー: SBIは、結論書

(FCCC/SBI/2015/L.28) を採択した。

JIガイドラインのレビュー: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.30) を採択した。

JIのERUsの引き続いての発行、移転、取得を加速化する法性: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.25)を採択した。

LDCS関係問題: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.22)を採択した。

国別適応計画: SBIは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SBI/2015/L.32及びAdd.1) をCOP 21での審議及び採択に回した。

適応委員会の報告: SBIは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L.3) をCOP 21での審議及び採択 に回した。

WIM執行委員会の報告: SBIは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L.5) を、COP 21での審議及び採択に回した。

技術開発及び移転、技術メカニズムの実施: TEC及びCTCN合同の年次報告: SBIは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L.4) を、COP 21での審議及び採択に回した。

技術移転に関するポズナニ戦略計画: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.29) を採択した。

キャパシティビルディング:条約の下でのキャパシティビルディング:締約国数カ国は、この項目に関し、COPにおいても一層建設的な審議をする意思があると表明した。米国、オーストラリア、日本は、結論書草案をまとめたプロセスへの懸念を表明した。

スワジランドは、ガンビアの支持を得て、文書草案は「キャパシティビルディングの定義付けに基礎を提供するもので、定義付けの開始を表わす(provides a landing ground and marks the beginning of defining capacity building)」と指摘した。

EUは、条約の下でのキャパシティビルディングの制度で強化しなければならないのは「共通ビジョン (our common vision)」であると理解しているとし、COP 21の成果としてのキャパシティビルディング委員会の設立を希望した。

セネガルはLDCsの立場で発言し、フィリピンとともに、キャパシティビルディングのハイレベル会合での 議論を認めたEUの積極的な姿勢に感謝した。ブルンジは、「文書にはまだ括弧書きが残っている (the text is still bracketed) 」と嘆き、同国が気候変動の影響に適応するにはキャパシティビルディングが必要だと強 調した。

SBIは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SBI/2015/L.33) を、COPでのさらなる審議に回した。







Institute for Global Environmental Strategies http://www.iges.or.jp (一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

京都議定書の下でのキャパシティビルディング: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.34) を採択した。 **対応措置の実施の影響:フォーラム及び作業計画**: SBIは、結論書(FCCC/SB/2015/L.6) を採択した。

議定書3.14条関連問題: SBIは、SBI 44でのこの小項目の審議継続で合意した。

決定書1/CP. 10の実施の進展: SBIは、SBI 44でのこの小項目の審議継続で合意した。

2013-2015年レビュー: SBI議長のYauvoliは、締約国はこの問題の審議を終えることができなかったと報告した。SBIは、決定書2/CP. 17 (AWG-LCAの作業成果)のパラグラフ166 (SBsに対し、その審議結果及び結論のCOPへの報告を要請)に基づき、SBI及びSBSTAの議長からCOPにこの問題に関するガイダンスを求めることで合意した。

モルディブはAOSISの立場で発言し、レビューのマンデートを終了できなかったことへの大きな失望感を表明し、レビューの結論は「 2° Cという上限は全く不適切であり(guardrail of 2° C is wholly inadequate)」こと、「レビューの結果はオプションではない(no outcome on the review is not an option)」ことを裏付けるものだと強調した。

スイスは、この問題に関するCOP決定書で合意しなかったことは遺憾であるとし、いずれにしろ締約国はレビューのマンデートを達成する「極めて良い立場 (excellent position)」にあると示唆した。

EUは、コンタクトグループが結論書草案で合意できず、「COPに文書草案を提出する(provide draft text to the COP)」こともできなかったことへの失望感を表明し、全ての締約国に対し、この問題の審議に加わるよう求め、最も脆弱な諸国は「 2° C以下では十分ではない(below 2° C is not enough)」としていると指摘した。

性別と気候変動: SBIは、結論書(FCCC/SBI/2015/L.31)を採択した。

事務管理上、資金上、制度上の問題:2014-2015年2カ年度の予算実績及び2014年の監査報告と財務報告: これらの議題小項目に関し、SBIは、結論書を採択するとともに、決定書草案(FCCC/SBI/2015/L.26及びL.27) をCOP 21及びCMP 11での審議及び採択に回した。

閉会及び会合報告書: 閉会ステートメントにおいて、南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、特に次の項目を求めた:対応措置に関する決定書の採択:パリ会議においてキャパシティビルディングの強化に必要な制度を設置する;途上国支援に関しIARで提供される情報の強化。

スーダンはアフリカングループの立場で発言し、一部の問題の審議を終了させる時間が不十分だと嘆く一方、他の問題での進捗を歓迎した。

モルディブはAOSISの立場で発言し、COP議長に対し、1.5°C問題を「一定の緊急性を持って(with some urgency)」議論し、2013-2015年レビューに関する実質的合意を確保するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2013-2015年のレビュー成果をどのように伝えるかで合意できなかった締約国の無能力への失望感を表明した。

アンゴラはLDCsの立場で発言し、組織化された専門家ダイアログ(structured expert dialogue (SED))の最終報告は、「2°C限度は不適切であるとの極めて明解なシグナルを出している (sends a very clear signal that the 2°C limit is inadequate)」と強調し、「少数の国 (handful of countries)」がレビューの実質的成果の達成に参加しなかったことへの失望感を表明した。

EUは、適応、WIM、技術移転及び協力、性別問題の本流化での進展、さらにはCDMのレビューを除き市場メカニズムで一定の進展が見られたことに焦点を当てた。

CANはENGOsの立場で発言し、レビュー成果の失敗に深い懸念を表明した。Climate Justice Now! (CJN!) はENGOsの立場で発言し、一部の代表団はNGOsの技術支援に頼っていたと強調し、COP 21議長に対し、「公平





http://www.iges.or.jp





(一財)地球產業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

で、公正、透明性のあるプロセスの進捗 (a fair, just and transparent process forward) 」を確保するよう求めた。

YOUTH NGOs (YOUNGOs) は、SBIの作業は緩和、適応、損失被害の実施において極めて重要であると強調した。事務局は、SBIが採択した結論書の事務管理上及び予算上の影響について締約国に情報を提供した。

SBI報告官のSidat Yaffa (ガンビア) は、SBI 43の報告書草案 (FCCC/SBI/2015/L.19) を提出、SBIはこれを採択した。SBI議長のYauvoliは、全ての参加者の努力に感謝し、SBI 43はIARの第1回を終了させるなど多くの作業を達成したと指摘した。SBI 43は、午後9時23分、閉会の槌が打たれた。

SBSTA閉会プレナリー

組織上の問題:議長以外の役員の選出:SBSTA議長のLidia Wojtal (ポーランド) は、Tibor Schaffhauser (ハンガリー) がSBSTAの副議長を務め、Aderito Santana (サントメプリンシペ) が報告官を務めると発表した。

ナイロビ作業計画: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2015/L.19)を採択した。

適応委員会の報告: SBSTAは結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L.3) をCOPでの審議及び採択に回した。

技術の開発及び移転、並びに技術メカニズムの実施: TEC及びCTCNの合同年次報告: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L.4) をCOPでの審議及び採択に回した。

農業関係の問題: SBSTA議長のWojtalは、パラグラフ87から89への言及は83から89と読むべきことを明らかにし、SBSTAは、この編集上の改定を行った上で、結論書(FCCC/SBSTA/2015/L.17)を採択した。

WIM執行委員会の報告: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案(FCCC/SB/2015/L.5) をCOPでの審議及び採択に回した。

科学及びレビューに関係する問題:研究及び体系的観測:SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2015/L.18)を採択した。

2013-2015年レビュー: SBSTA議長のWojtalは、締約国はこの項目で合意に達せなかったとし、COPのガイダンスを求めると報告した。

ノルウェー、米国、日本、セントルシアは、コンタクトグループがこの項目に関する決定書で合意できなかったことへの失望感を表明した。

対応措置実施の影響: フォーラム及び作業計画: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SB/2015/L. 6) をCOPでの審議及び採択に回した。

議定書2.3条関係問題: SBSTA議長のWojtalは、フォーラム及び作業計画も合わせこの議題小項目を審議したと想起し、このことは会議報告書に記載されると述べた。

条約の下での手法論問題:条約附属書I締約国の資金情報の報告手法論:SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案(FCCC/SBSTA/2015/L.22)をCOPでの審議及び採択に回した。

バンカー燃料からの排出量: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2015/L.16)を採択した。

京都議定書の下での手法論問題:決定書2/CMP.7から4/CMP.7、及び1/CMP.8の実施が、京都議定書に関係する手法論問題のこれまでの決定書に与える影響、これには京都議定書の5条、7条、8条関連問題も含める: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SBSTA/2015/L.27, Add.1及びAdd.2) をCMPでの審議及び採択に回した。

第2約束期間QELRCsなしの附属書I締約国の計算、報告、レビューの必要条件: SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2015/L.28) を採択した。









(一財)地球産業文化研究所 Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

京都議定書ドーハ改定文書のセクションG (3.7ter条)の文章の明確化: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SBSTA/2015/L.29及びAdd.1) をCMPでの審議及び採択に回した。

議定書3.3条及び3.4条、並びにCDMの下でのLULUCF: SBSTAは、結論書(FCCC/SBSTA/2015/L.20)を採択した。

条約の下での市場メカニズム及び非市場メカニズム: SBSTA議長のWojtalは、締約国はこの議題項目の小項目、すなわち多様な手法の枠組、非市場ベースの手法、新しい市場ベースの手法のいずれでも合意に達することができなかったと報告した。同議長は、手順規則案の規則16項に則り、この議題項目は次のSBSTA会合で審議されると述べた。

その他の活動に関する報告:条約附属書I締約国のGHGインベントリの技術レビューに関する年次報告: SBSTAは、結論書草案を採択し、決定書草案(FCCC/SBSTA/2015/L.21及びAdd.1)をCOPでの審議及び採択に回した。

議定書1.7条に規定する、附属書I締約国のGHGインベントリ及びその他の附属書I締約国報告の情報に関する技術レビューの年次報告: SBSTAは、結論書を採択し、決定書草案 (FCCC/SBSTA/2015/L.30 and Add.1) を CMPでの審議及び採択に回した。

会合の閉会: SBSTA報告官のStasile Znutiene (リトアニア) は、報告書 (FCCC/SBSTA/2015/L.15) を提出、SBSTAはこれを採択した。

南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、対応措置が途上国に与えるマイナスの影響を最小限で抑えるべきだと述べた。同代表は、バンカー燃料に関し、この問題は多国間で扱われるべきだと強調した。

EUは、京都議定書の下での手法論問題の決定書パッケージは第2約束期間実施のための「長い準備作業(long preparatory work)」を終わらせる上で重要だと強調した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、第2約束期間の規則の最終決定を歓迎した。

モルディブはAOSISの立場で発言し、SEDの成果に1.5°Cの長期世界目標への支持が含まれていることを強調し、少数の国の行動でこのような結論をCOPに伝えることが妨げられていることへの敗北感を表明した。

アンゴラはLDCsの立場で発言し、COPの下でレビューを議論することの重要性を強調した。

スーダンはアフリカングループの立場で発言し、時間の制約で進展が無かったことに対し、懸念を表明した。 た。

セントルシアは、第2約束期間の一連の規則が提供されたことで、締約国は追加の批准及び第2約束期間の 発効を待望できると述べた。

YOUNGOs (若者NGOs) は、特に世界的な資金を得た固定価格買い取り制度を求め、土地ベースの隔離はその根拠となる科学に「疑念がある (questionable)」ことから回避するよう求めた。

CANIはENGOsの立場で発言し、ICAO及びIMOは航空輸送及び船舶輸送の影響の大きさへの対応を怠っていると 強調した。

CJN!はENGOsの立場で発言し、「誤った解決策 (false solutions)」を含めることに反対し、市場ベース手法の議論を終わらせるよう求めた。

FARMERSは、次回の農業ワークショップは参加性の高いプロセスとし、出席者が知識を共有できるようにすることを求めた。

SBSTA議長のWojtalは、この短時間ながら集中したSBSTA会合での全員の努力に感謝し、午後10時26分、閉会の槌を打った。

廊下にて









(一財)地球産業文化研究所

Global Industrial and Social Progress Research Institute http://www.gispri.or.jp

金曜日の朝は、ADP共同議長が共同進行役と協力して作成した2つの文書について、何とかこれを「消化」しようと参加者が焦る中で始まった。多数のものは、取りまとめ文書に橋渡し提案が組み込まれたことで却って目立たなくなるのではないかと心配し、この新しい文書の立場が明確になっていないことも懸念した。ADPがCOPに文書を送る12月5日土曜日の期限が迫る中、ADPコンタクトグループでは緊張が高まっていた。このため第2週の作業モードの問題が待望された。ある参加者は、閣僚たちにスピンオフグループ議長を要請するのではないかと憶測した。別な参加者は、閣僚たちはラウンドテーブルのような方式で会議すべきでないかと考えていた。楽観的な参加者は、第1週での透明性のあるプロセスが第2週で失われることにならないでほしいと希望した。

事実、COP議長のLaurence Tubianaは、「交渉はまだ終わっていない (negotiations haven't ended)」とADPコンタクトグループに繰り返し確言し、現在の焦点はCOP文書への「スムーズな移動 (smooth transition)」でなければならないとも述べた。

(IGES-GISPRI仮訳)

Masthead:

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Rishikesh Ram Bhandary, Mari Luomi, Ph.D., Anna Schulz, and Virginia Wiseman. The Digital Editor is Kiara Worth. Japanese translation by Global Industrial and Social Progress Research Institute(GISPRI). The Editor is Pamela Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Union, the Government of Switzerland (the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Swiss Agency for Development Cooperation (SDC)), and the Kingdom of Saudi Arabia. General Support for the Bulletin during 2015 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety (BMUB), the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the United Nations Environment Programme (UNEP), and the International Development Research Centre (IDRC). Specific funding for coverage of this conference has been provided by the Kingdom of Saudi Arabia, the European Union (EU), the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment, and Water Management, and the Ministry of the Environment of Finland. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD